

のことを知ろう!

01 裁判所の情報公開 とは?

裁判所の保有する司法行政文書を開示する手続です。

02

情報公開の趣旨 は?

裁判所は情報公開法 の対象外ですが、国 民に対する説明責任 の観点から、要綱等 を定めて手続を行っ ています。 03

誰が開示を申出 できるの?

開示の申出は、目的 を問わず、誰でもで きます。 04

自分の情報を 知りたいときは?

「保有個人情報開示 手続」があります。

情報公開手続とは?

V 05

紙の文書だけが対象になるの?

紙の文書だけでなく、 電子データも対象と なります。 06

全ての文書が開示されるの?

裁判事務に関する文書、刊行物、最高裁判所図書館資料は原則として対象外です。

詳しくは裁判所 ウェブサイトへ!



《裁判所ウェブサイト(情報公開・個人情報保護)》

https://www.courts.go.jp/about/jouhoukoukai_kojinjouhouhogo/index.html









- 開示申出書を提出(郵送可、電話や電子メールは不可)
- 申出手数料は不要
- 受付窓口は最高裁秘書課や高地家裁総務課

②回答案の検討

- 申出内容の整理・特定(紙文書、電子データ等)
- 文書の探索・特定(キャビネット、書庫、共有フォルダ等)
- 不開示情報の検討(個人に関する情報等)

③開示・不開示の通知

- 開示の申出があった日から、原則として30日以内に開示・不 開示の通知
- 期限内に通知できない場合は、延長の通知
- 開示・不開示の通知を発した日=苦情申出期間の起算日

④実施方法等申出の受付

- 開示通知を発した日から、原則として30日以内に実施方法等 申出書を提出(郵送可、電話や電子メールは不可)
- 希望する実施方法(閲覧や写しの交付等)を記載
- 写しの交付には実施手数料の納付が必要

⑤開示の実施

- 閲覧や写しの交付等により実施
- 紙のほか、光ディスクに複写した写しの交付も可能
- 送料を負担すれば郵送による受領も可能

⑥苦情申出の受付

- 開示・不開示の通知から、原則として3か月以内に苦情申出書を提出(郵送可、電話や電子メールは不可)
- 受付窓口は最高裁秘書課



- 常 苦情申出の受付後、最高裁から「情報公開・個人情報保護審査 委員会」に諮問し、同委員会で調査・審議された結果は、「答申」として出されます。
- 常 「答申」は裁判所のウェブサイトで公表されています。